

平成25年11月6日

担当課	財政課
内線電話	2171～2176
直通電話	095-895-2171
担当者名	古川、早稲田

## 平成26年度長崎県予算編成方針（ポイント）

### 1 予算編成の背景

#### 平成26年度の国の予算の動向

- ・平成26年度の予算については、政府は「概算要求に当たっての基本的な方針」を定め、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指すため、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化
- ・年金・医療等の義務的経費等以外を一律10%削減する一方で、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設定
- ・「中期財政計画」では、地方の一般財源の総額について、「平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とする一方で、「歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要」があるとして、歳入・歳出両面における改革を推進
- ・「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」が示され、消費税率（国・地方）については、平成26年4月1日に5%から8%に引き上げることを確認するとともに、これに対応するために経済政策パッケージを決定

#### 本県の財政状況と平成26年度以降の収支見通し

- ・「三位一体の改革」に伴う地方交付税等の大幅な削減に対応するため、収支改善対策、行財政改革プラン及び収支構造改革に取り組み、平成22年度までに約861億円の収支改善を達成。さらに、平成23年度から平成27年度までの5ヵ年間で約135億円の収支改善を目標とする「新」行財政改革プランに取り組んでおり、平成23、24年度の2年間で約54億円の目標に対し、約70億円の収支改善を達成
- ・一方、平成24年度決算においては、約97億円という多額の財政調整のための基金の取崩しを余儀なくされ、今後5年間の中期財政見通しにおいても、当面、基金の枯渇は回避されるものの、毎年度基金の取崩しが見込まれ、5年後の基金残高見込が約80億円となる厳しい財政状況
- ・また、県内の景気は持ち直しているとされるものの、雇用・所得環境をみると、

依然として厳しい状況が続いているため、県税収入の動向は予断を許さない状況であり、引き続き、後期高齢者医療制度や介護保険等に係る社会保障関係費や公債費の増嵩が見込まれる中、将来にわたり持続可能な財政の健全性を維持するため、自主財源の確保につながる施策を積極的に推進するとともに、人件費や公債費の抑制等の行財政改革を着実に実施することにより、引き続き、更なる収支改善に努めていく必要

## **2 平成26年度当初予算の編成指針**

平成26年度当初予算については、知事選挙の関係から、骨格予算となるが、年間を見据えた収支計画等が必要であることから、予算要求は新規事業等を含め、年間所要額について徴することとする。

### **平成26年度当初予算編成の基本的姿勢**

- ・平成26年度当初予算については、骨格予算ではあるものの、消費税率引上げによる歳入・歳出両面における影響や、消費税率引上げに併せて実施される「新たな経済対策」も含め、今後の国の予算編成の状況や、地方財政対策の具体的内容を注視しつつ、機動的・弾力的に対応するものとする。

# 平成26年度予算要求のイメージ

平成25年度予算計上	
区 分	
除外経費	義務的な経費等 職員給与費、公債費、扶助費 県税関係の清算・交付金等
	特定事業経費 ・ 特定施設整備 (工業団地造成等) ・ 特定施策 (企業誘致、世界遺産等) ・ 特定管理 (大学運営費交付金等)
	投資的経費 ・ 普通建設補助(非公共・ダム) ・ 国直轄負担金 ・ 災害復旧
	大型事業枠 こぎ出せ！長崎枠 総合計画推進枠
枠内経費	公共(ダム・新幹線除く)
	枠内普通建設単独
	枠配分経費(経常的経費) ・ 単独維持補修 ・ 非常勤嘱託等経費 ・ 固定的経費(特定事業等除く) (庁舎管理費、審議会経費等) ・ その他経費
	枠配分経費(政策的経費)     [(a-b) - 5%分] ... a

平成26年度予算要求		
区 分	要求の考え方	
除外経費	所要額を要求	
		義務的な経費等
		特定事業経費 ・ 特定施設整備 ・ 特定施策 ・ 特定管理
		投資的経費 ・ 普通建設補助(非公共・ダム) ・ 国直轄負担金 ・ 災害復旧
消費税率引上げに伴う経費		
大型事業枠	別途、協議のうえ決定	
こぎ出せ！長崎枠 新規事業	要求上限枠なし ・ 県民所得向上対策で具体的な成果に結び付く事業(別途整理)	
重点施策等推進枠 新規・拡充事業	26年度に重点的に取り組むべき事業(別途整理)の 要求額 × 1/1.5、総合計画に基づく事業の要求額 × 1の合計額が を超えない範囲で要求可	
公共(ダム・新幹線除く)	前年同額(国内示ベース)	
枠内普通建設単独	対前年度 3%	
枠配分経費(経常的経費) ・ 単独維持補修 ・ 非常勤嘱託等経費 ・ 固定的経費(特定事業等除く)	対前年度同額 対前年度 3%	
・ その他経費	対前年度 5%	
枠配分経費(政策的経費)     b	対前年度 20%以上 (廃止・終了による削減額は1.2倍で算定)	

26年度要求前に本来の区分へ移行

削減額を基礎に26年度に重点的に取り組むべき事業は1.5倍、総合計画に基づく事業は同額の要求が可能

事務費等の削減

制度等の見直しによる削減

1/2加算 (人件費見直しの場合は相当額)

# 平成 26 年度長崎県予算編成方針

## 予算編成の背景

### 1 平成 26 年度の国の予算の動向

平成 26 年度の予算について、政府は、「概算要求に当たっての基本的な方針」(平成 25 年 8 月 8 日閣議了解)を定め、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、メリハリのついた予算とするため、施策の優先順位を洗い直し、予算の中身を大胆に重点化することとしており、年金・医療等の義務的経費等以外を一律 10%削減する一方で、「新しい日本のための優先課題推進枠」を設けることとしている。

また、「中期財政計画」(平成 25 年 8 月 8 日閣議了解)では、地方の一般財源の総額については、国の歳出の取組と基調を合わせつつ、平成 26 年度及び平成 27 年度において、「平成 25 年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保する」とする一方で、経済再生にあわせ、「歳出特別枠等のリーマンショック後の危機対応モードから平時モードへの切替えを進めていく必要がある」として、歳入・歳出両面における改革を進めるとしている。

さらに、「消費税率及び地方消費税率の引上げとそれに伴う対応について」(平成 25 年 10 月 1 日閣議決定)が示され、消費税率(国・地方)については、平成 26 年 4 月 1 日に 5%から 8%に引き上げることが確認されるとともに、これに対応するための経済政策パッケージを決定し、デフレ脱却と経済再生に向けた道筋を確かなものにするとしている。

### 2 本県の財政状況と平成 26 年度以降の収支見通し

本県財政は、歳入全体に占める県税等の自主財源の割合が約 32%と低く、脆弱な財政構造であり、地方交付税や国庫支出金、地方交付税措置のある県債を有効に活用しながら財政運営を行ってきた。

しかしながら、「三位一体の改革」に伴う地方交付税等の大幅な削減により、本県の財政は大きな影響を受けたことから、職員数の削減や給与構造改革による給料表水準の引き下げなど、平成 22 年度までに合わせて約 789 億円の収支改善を目標とする収支改善対策、行財政改革プラン及び収支構造改革に取り組んできたところであり、約 861 億円の収支改善を達成した。また、平成 23 年度からは、平成 27 年度までの 5 カ年間で約 135 億円の収支改善を目標とする「新」行財政改革プランに取り組んでおり、平成 23、24 年度の 2 年間で約 54 億円の目標に対し、約 70 億円の収支改善を達成するなど、財政の健全化に努めているところである。

一方、平成 24 年度決算においては、約 97 億円という多額の財政調整のための基金の取崩しを余儀なくされ、今後 5 年間の中期財政見通しにおいても、当面、基金の枯渇

は回避されるものの、毎年度基金の取崩しが見込まれ、5年後の基金残高見込が約80億円となる厳しい財政状況となっている。

また、県内の景気は持ち直しているとされるものの、雇用・所得環境をみると、雇用者所得は厳しい状況が続いている。このため、県税収入の動向は予断を許さない状況であり、引き続き、後期高齢者医療制度や介護保険等に係る社会保障関係費や公債費の増嵩が見込まれる中、将来にわたり持続可能な財政の健全性を維持するため、自主財源の確保につながる施策を積極的に推進するとともに、人件費や公債費の抑制等の行財政改革を着実に実施することにより、引き続き、更なる収支改善に努めていく必要がある。

#### 〔参考〕平成24年度決算見込み

##### 主な歳入の状況

##### 歳入構成比

- ・県 税 14.0%
- ・地方交付税 31.8%
- (臨時財政対策債含む 38.3%)
- ・国庫支出金 16.2%
- ・県 債 16.0%

##### 県民1人当たり県税(普通会計)

- ・本 県 77,462円(全国平均124,234円 46位)

##### 歳出のうち義務的経費の構成比(普通会計)

- ・本 県 48.0%(全国平均 45.1% 16位)

##### 平成24年度末県債残高

- ・1兆2,097億円 全国平均、順位は平成23年度

## 平成26年度当初予算の編成指針

平成26年度は、以上の状況を踏まえ、次の事項を指針として編成するので、予算編成に当たっては十分留意願いたい。

なお、平成26年度当初予算は、知事選挙の関係から、骨格予算となるが、年間を見据えた収支計画等が必要であることから、予算要求は新規事業等を含め、年間所要額について徴することとする。

### 1 平成26年度当初予算編成の基本的姿勢

平成26年度当初予算については、骨格予算ではあるものの、消費税率引上げによる歳入・歳出両面における影響や、消費税率引上げに併せて実施される「新たな経済対策」も含め、今後の国の予算編成の状況や、地方財政対策の具体的内容を注視しつつ、機動的・弾力的に対応するものとする。

### 2 行財政改革の推進

先に策定した中期財政見通しでは、「新」行財政改革プランの着実な実施が前提となっており、収支改善の目標額については、あらゆる工夫や手法を検討し、平成26年度当初予算においても確実に達成するよう徹底すること。

また、未利用地の売却や有効活用、内部管理経費の削減など計画の前倒しが可能なものについては、目標額にかかわらず、前倒しに積極的に取り組むこと。

### **3 事務の選択と集中**

#### **(1) 既存事業の見直し**

既存事業については、政策評価の結果などに基づき、必要性、事業効果等についてゼロベースから厳しく見直し、既にその役割を終えたと思われる事業については廃止するとともに、時限的事業で平成25年度に期限の到来した事業については、終了すること。

新たな事業は、部局内での事業の優先順位を付けた上で、原則として既存事業の見直しの範囲内で行うこと。

#### **(2) 政策評価の有効活用等**

政策選択のための重要な手段として政策評価制度を更に有効に活用し、県民に対する行政の説明責任の徹底と県民の視点に立った成果重視の行政への転換を図り、県民本位の効率的で質の高い行政を推進する必要がある。

特に、県民に対し、どのような成果をもたらすことができたのかという視点に立って、施策や事業の検証を行い、その結果を県民に示すとともに、検証結果や県民からの意見(平成24年度に実施された県政アンケート調査の結果を含む。)定期監査及び予算決算委員会における指摘等に基づいて、施策や事業の改善・見直しを行い予算に反映させること。

### **4 事務事業の見直し**

#### **(1) 県単独補助事業の見直し**

県単独補助負担金・交付金については、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等について検討するとともに、補助効果が最大限発揮されるよう施策の重点化や時代の変化に対応した見直しを行い、全体としてはスクラップ・アンド・ビルドの徹底により積極的に見直しを図ること。

奨励的な目的が薄れたもの、補助効果が乏しいものなど存続する意義が失われたものは廃止・縮小すること。

事務手続を簡素化し、補助事業者の自主性を尊重する観点から、同一目的あるいは類似の補助金は統合メニュー化すること。

市町に対する県単独事業補助金についても徹底した見直しを行い、なお存続させる場合、交付金化など市町が使いやすいような工夫を行うこと。

国庫補助の継足補助金については、県の財政関与の必要性、支援方法の妥当性等を十分検討し、より生産性や所得の向上などに直接つながる事業に重点化すること。

各種団体に対する補助金について、定額補助金も含め、対象経費の明確化を図るとともに、運営費補助については、団体の自立に向けての意識改革を促し、漸減方式の導入を検討すること。

原則として、1件100万円未満の零細補助金については、廃止を含め見直し

を行うこと。

特に、地区別に組織されている複数の団体等に対して定例的に支出するような定額補助金やこれに類する少額補助金などは、その効果を十分検証し、見直しを図ること。

## (2) 普通建設単独事業の見直し

普通建設単独事業については、公共事業への振り替えや国庫補助制度の活用等を検討するなど事業費の節減に積極的に取り組むこと。

## (3) 貸付金の見直し

貸付金の予算額については、貸付実績に見合うものとし、県の財政的関与の必要性、貸付効果、金融機関との融資比率等について検討するとともに、金融情勢や経済情勢等の変化に対応しながら、全体としては、徹底したスクラップ・アンド・ビルドにより見直しを図ること。

また、三セク等県関係機関に対する一時貸付金（短期貸付）を実施する場合、財務処理の適正化の観点から、原則一会計年度内に償還が実施されること。

## (4) 委託事業について（外部委託の推進等）

各種調査事業等の企画・立案など、県本来の機能と考えられる部門は強化する一方で、「民間でできる分野は民間に委ねる」ことを基本として、これまでの外部化の成果と問題点を検証したうえで、県業務を点検しながら、民間活力を活用した方がより効果的・効率的な業務は外部への委託を一層推進すること。

一方、現に委託している業務についても、県が自ら実施する場合と比較し、効率性、有益性等が真に高いものであるか十分検証し、委託の必要性を改めて検討すること。

また、補助事業と委託事業との区分が不明瞭なケースが見受けられるとの指摘もあることから、既存事業も含めて、事業主体の検討（県なのか外部団体なのか）等について再度見直しを実施すること。

## (5) 契約方法の見直し

契約方法については、「入札制度等県の発注方式の改善に関する決議」（平成24年2月定例県議会）を踏まえ、透明性・公平性の確保を図るとともに、競争性の発揮により経費の節減を図るよう徹底した見直しに取り組むこと。

特に、委託契約については、業務の特殊性等から随意契約としている例が多く見受けられるが、随意契約の理由、妥当性を十分検証すること。

また、契約方法についても、費用面・効果面等からどのような方法が最も適当か検証を行うとともに、予定価格の基礎となる予算要求時の見積もりについても適正かどうかの確認を十分行うこと。随意契約のうち、プロポーザル・コンペ方式を採用する場合、総合評価方式への移行を検討すること。

さらに、委任契約における「請負」と「委任」の区分が明確となっていないとの指摘もあることから、どちらの方法が業務の目的などから適正かどうかの確認を十分行うこと。

## **5 内部管理の一層の適正化**

### **(1) 事務費の措置**

不適切な物品調達問題に係る再発防止策の徹底を図るとともに、再発防止策を踏まえた予算とすること。

なお、それぞれの課・室の運営費を他所属に頼らずに自立した運営ができるよう事務費予算について一定の基準を設けるとともに、事務費の節減努力による加算枠を設けるので、予算要求に当たり留意すること。

### **(2) 複数年契約の検討**

OA機器賃貸借契約、コピー機に関する複写サービス、庁舎の清掃・警備委託等の複数年契約については、引き続き実施・検討し、手続きの簡素化や契約額の抑制などによるコスト削減に取り組まれないこと。

また、リースによる場合と購入する場合との経費面での比較検討を実施し、コスト低減につながる契約方法の検討を行うこと。

### **(3) 環境方針への配慮**

深刻化する地球温暖化等の環境対策の一環として、環境物品等調達方針を尊重し、グリーン購入の推進、ペーパーレス化の推進等について予算要求段階から配慮すること。

### **(4) 公用車の更新**

公用車の更新に係る予算要求に当たっては、当該公用車の稼働状況を確認するとともに、稼働率が低い公用車については、その存廃も含めて十分な検討を行うこと。

また、併せて、所属に配車されている全自動車の運行状況及び必要性についても検証を行うこと。

組織の改廃その他の見直しに伴い、自動車の余剰が発生した場合などにあっては、その所管替え等により対応するものであること。

職員運転用の公用車の購入については、原則として排気量1,600CC以下とすること。

なお、更新する場合の要求基準については、見直すこととしているので留意すること。

## **6 ファシリティマネジメントの推進**

### **(1) 施設整備等**

施設・設備の整備（新設、増設、改築等）については、県民サービスの向上及び安全性の確保等の見地から、緊急性の高いものから採択することとするが、その規模、内容等は将来の財政負担も十分考慮し、適切なものとする。

また、これまで整備してきた施設・設備については、今後、更新の時期を迎えていくことになるため、維持補修による延命化や計画的な整備によりトータルコストの縮減及び事業費の平準化を図っていくことを検討すること。

## **7 歳入の確保**

### **(1) 自主財源の確保**

未利用資産の売却促進や有効活用などについて引き続き取り組むとともに、県の広報媒体を活用した広告収入など、様々な工夫や手法を用いた新たな自主財源の確保対策について積極的に検討願いたいこと。

### **(2) 使用料・手数料の適正化**

受益者負担の原則に立ち、別途通知する改定方針に従って適切な改定を実施すること。

また、消費税率の引上げに伴う公共料金等の改定については、税負担の円滑かつ適正な転嫁を基本として対処すること。

## **8 協働による県民の県政への参画**

### **(1) NPO等との協働の推進**

NPO等との更なる協働を促進することとし、事業の企画段階からNPO等が参画する仕組み（県民協働課所管）を積極的に活用するなど協働事業分野の拡大を進めるとともに、事業の一部にボランティア活動を取り入れることなどについても十分検討すること。

### **(2) 県有施設の管理運営**

公の施設の管理について、指定管理者制度導入済みの施設の実績を検証するとともに、県の負担額については、債務負担行為の範囲内で、真に必要な経費を精査し、極力抑制を図ること。

なお、現在、県が直営で管理している施設についても、引き続き導入について検討を行うこと。

県有施設については、利用方法の改善によって良質なサービスの提供に努めるとともに、その管理運営方法については、直営と外部委託の場合における効率性、費用対効果、サービス水準等を総合的に比較し、外部への委託を検討すること。

また、目的に応じた効用が発揮されているかどうかを評価し、県有施設としての存続又は移管を含めた在り方を検討すること。

各種設備の保守管理委託について、契約のあり方、委託料の見直しを行うこと。

### **(3) 県出資団体等の見直し**

県出資団体等に対する出資、補助、貸付又は事業の委託等については、当該団体の業務内容及び経営状況等を十分勘案し、公共性や公益性の観点から、その必要性を精査した上で最小限のものに限定し、可能な限り自立した組織づくりを進めていくこと。

また、業務量の減少などの情勢の変化が見受けられる団体については、そうした状況を踏まえて更なる見直しを検討すること。特に、累積欠損金を抱えるなど経営上問題点を有する団体については、抜本的な対策の検討を行うこと。

## **9 県民ニーズに的確に対応できる組織・職員づくり**

### **(1) 組織改正・人員配置**

組織の改廃、人員配置の変更等については、県民サービスの維持・向上に努めつつ、事業の見直しや外部化・IT化の推進による事務の効率化を積極的に進めることとし、新行政推進室と十分協議してその了解を得ること。

## **10 基礎自治体の重視**

### **(1) 国及び市町事業との調整**

国庫補助事業と類似の事業については、補助事業の活用を図り、事業対象、補助率等について再検討すること。

市町村合併により、新市町の規模や権限、行財政基盤が拡大・強化したことを踏まえ、県と市町の適切な役割分担のもと、市町の真の自立と自主性の発揮につながるよう、本来市町で行うべき事業、市町で実施した方が効果が上がると思われる事業等については、市町事業とし、旧来の考え方を単に踏襲することなく積極的な見直しを行うこと。

地域における課題解決や地域の活性化を図るため、スクラムミーティングを活用するなど市町と県で意見交換等を積極的に実施し、政策面での連携強化をこれまで以上に図るとともに、効率的な事業構築の観点から産業・経済圏が重複する隣接県との連携強化を検討すること。

市町等に新たな財政負担が生じる場合など、他の団体と調整を要する事業については、事前に十分検討してその実施に支障のないよう努めること。

特に、補助事業等に係る制度創設、変更等については、市町に対して可能な限り早期の情報提供・協議を行うよう徹底すること。

## **予算要求枠の設定**

平成26年度予算要求額は年間所要額とし、次の予算要求枠を設ける。

また、国庫補助負担金や地方債については、「その他の留意事項」を参考にするとともに、その他の特定財源の充当についても、原則として平成25年度当初予算におけるルールの範囲内とすること。

なお、消費税率引上げに伴う増額分は、除外経費として要求すること（計上方法等の詳細については別途通知）。

## **1 各部局へ枠配分する経費**

### **(1) 枠配分経費**

人件費・扶助費等の義務的経費などを除く、前年度枠内経費の一定割合を枠として配分し、各部局の予算編成方針に基づき、枠の範囲内で要求。

#### **【枠配分予定額】**

枠配分経費を「経常的経費」と「政策的経費」に区分

#### 経常的経費

- ・単独維持補修 前年同額
- ・非常勤嘱託等経費 //
- ・固定的経費 97%以内  
(但し、特定事業及び事務費の一部を除く)
- ・その他経費 95%以内

政策的経費 概ね80%以内

「新」行財政改革プランにおいて見直しを行った事業費については、枠配分予定額から追加して除くこと。

単独維持補修事業については、長期的な維持補修計画・方針を策定すること。また、民間との協働について積極的に検討すること。

業務の廃止・縮減等により、人件費(教職員・警察官除く)の見直しが図られる場合については、別途新行政推進室を含めて協議のうえ、当該経費相当額(一般財源ベース)を追加配分。

制度等の見直しによる除外経費の減額等については、別途協議のうえ当該経費の1/2を追加配分。

事務費の節減努力による加算枠

発注方法の見直しなどにより、事務費を節減した場合においては、別途協議のうえ、当該節減額の1/2を追加配分。

政策的経費の削減に当たって、廃止又は終了による削減額は、その1.2倍で算定。

#### (2) 枠内普通建設単独事業 97%以内

対象：県負担額かつ一般財源。25年度当初予算をベース。

事業主体を県から合併新市町に移行し、合併特例債を活用することにより、県・市町ともに実負担を縮減できる事業は、別途協議のうえ、上記の事業費に加算できる。

#### (3) 公共事業費(継足補助含む) 前年同額

対象：県負担額かつ一般財源。25年度の国内示をベース。

## 2 こぎだせ！長崎枠

本県の構造的な課題の一つである、一人当たり県民所得の低迷の改善に向けて、具体的な成果に結び付く県民所得向上対策で、別途整理する事業

- ・要求上限枠なし
- ・部局横断的なプロジェクトを優先
- ・新規事業に限定し、既存事業の組み替え等により、既存事業と同様の内容を含む事業は対象外

## 3 重点施策等推進枠

部局ごとに、次のとおり重点施策等推進枠を設ける。

26年度に重点的に取り組むべきものとして別途整理する事業の要求額×1/1.5

総合計画に基づく事業の要求額×1

の合計額が、下記 を超えない範囲で、「重点施策等推進枠」の要求を行うことができる（一般財源ベース）。

前年度政策的経費の20%以上を見直し、5%を超える部分の見直し額（一般財源ベース）

【例】前年度政策的経費の20%を削減した場合、15%削減額を基礎に、  
はその1.5倍、 は当該削減額に見合う額の要求が可能。

・新規・拡充事業に限定

#### 4 大型事業枠

上記の枠で対応が真に困難と認められるものについては、別途協議の上要求を別枠で認める。（例）工業団地造成など

#### 5 除外経費

財政課との協議により、次に掲げる経費として整理したものについては、以上の予算要求枠の対象外とする。

- (1) 職員給与費、退職手当、恩給費、執行機関等委員報酬
- (2) 公債費
- (3) 扶助費（国庫補助事業のみ）
- (4) 不動産投資償還金
- (5) 県税関係清（精）算金、交付金、還付金
- (6) 過年度貸付分利子補給
- (7) 普通建設補助事業（非公共・ダム事業）、災害復旧費、国直轄事業負担金
- (8) 準義務的経費
- (9) 特別会計繰出金
- (10) 特定施設整備経費、特定施策経費
- (11) 特定管理経費
- (12) 消費税率引上げに伴う経費

(注)要求に当たっては、次の事項に留意すること。

- ・積極的に部局間の連携を図ること。
- ・新規・拡充事業については、部局内で優先順位を付けること。
- ・総合計画に掲げる政策横断プロジェクトに係る事業について、特に優先的に取り組むこと。

## その他の留意事項

### 1 国庫補助（負担）事業の取扱い等

国の予算の動向に十分に留意し、補助対象事業の範囲、補助率等を確認するとともに、特に次の点に留意すること。

- (1) 超過負担のある事業については、国に対し強くその是正を求めること。  
また、国は地方への関与の縮減を進めることとしているが、それによって新たな超過負担が生じることのないよう補助制度の改正の動きに十分留意すること。
- (2) 国において既存の国庫補助（負担）事業が廃止・縮小された場合には、国庫補助（負担）金に替わる地方財政措置が明らかなものを除いて、原則として県事業も廃止・縮小すること。特に継続する必要があるものは、その必要性等を十分検討したうえで対処すること。また、国の経済対策等による基金事業については、必要に応じ、事業期間の延長や期間満了後の財政措置について国へ要請するとともに、その動向を注視すること。
- (3) 社会保障・税一体改革に伴う社会保障 4 経費の充実等は、消費税率の引上げに係る増収分の動向等を踏まえ予算編成過程で検討することとなっており、特に国の動向を注視し、情報収集に努めるとともに、適切に予算計上を行うこと。
- (4) 国庫補助事業については、法令を遵守し適正な執行を求められており、予算要求の段階から、国庫補助の対象経費の範囲については十分留意すること。  
特に、事務費に関する国庫補助対象範囲については、会計検査院の指摘内容等を十分に確認すること。
- (5) 本県の施策をより効率的に推進するため、各府省の予算や地方財政対策の動向を注視し、有利な財政制度の積極的な活用を図ること。

### 2 県債の取扱い

県債の充当率は、基本的に平成 25 年度と同様にすること。ただし、行政改革等推進債については、予算要求に当たって財源充当しないこと。

なお、地方財政対策の決定状況により、充当率が変更されることもあるので、関係課においては、財政課からの今後の通知に十分留意すること。

### 3 職員給与費その他

- (1) 職員給与費については、財政課において別途積算し指示するので、予算要求は不要であること。
- (2) 次に掲げる各種事業については、それぞれ関係課と調整を図った上で要求すること。

（事業項目）	（関係課）
・ 各種調査事業	政策企画課
・ 広報を中心とした事業（IT 利用含む）	広報課
・ 国際交流事業	国際課
・ 新規システム開発事業	情報政策課
・ NPO 等との協働事業	県民協働課

・ 団塊世代対策関連事業

長寿社会課

( 3 ) 会議等連絡費については、各所属において予算要求は不要であること。

( 以 上 )